

令和5年度 大田区 小規模・事業所内保育所の指導検査

保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

保育内容の主な項目

はじめに

令和5年度重点項目

保育の実施に関して留意すべき事項

- | | | | |
|-----|------------------------|-----|-----------------------------|
| 1 | 保育所保育に関する基本原則 | 1 4 | 衛生管理 |
| 2 | 人権の尊重 | | 衛生管理（検便） |
| 3 | 養護に関する基本的事項 | | 衛生管理（調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検） |
| 4 | 全体的な計画の作成 | | 衛生管理（食中毒事故対策） |
| 5 | 指導計画の作成（保育の計画と記録） | 1 5 | 営業の届出等 |
| | 指導計画の作成（長期的な計画・短期的な計画） | 1 6 | 調理業務委託 |
| | 指導計画の作成（作成上の留意点） | 1 7 | 保健計画 |
| | 指導計画の作成（その他の指導計画） | 1 8 | 児童健康診断 |
| 6 | 保育日誌・個別記録の作成 | 1 9 | 健康状態の把握 |
| 7 | 保育内容等の評価 | 2 0 | 虐待等への対応 |
| 8 | 保育体制（保育時間、開所時間及び開所日数） | 2 1 | 疾病等への対応（体調不良・傷害） |
| | 保育体制（保育士の配置A型） | | 疾病等への対応（感染症） |
| | 保育体制（保育士の配置B型） | | 疾病等への対応（アレルギー疾患） |
| 9 | 整備すべき帳簿 | 2 2 | 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 |
| 1 0 | 保護者との連携 | 2 3 | 児童の安全確保 |
| 1 1 | 食育計画 | | 児童の安全確保（窒息・誤嚥等の対応） |
| 1 2 | 食事計画と献立業務 | | 児童の安全確保（事故防止） |
| | 食事計画と献立業務（給食材料の用意、保管） | | 児童の安全確保（損害賠償・事故発生時の対応） |
| 1 3 | 食事の提供（児童の状況に応じた配慮） | 2 4 | 負担させることが適当でない持ち物 |
| | 食事の提供（食物アレルギー対応） | | |

はじめに

児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある時は、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

保育の実施に関して留意すべき事項（保育全般に関わる留意事項）

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

令和5年度の重点項目

1. 保育所保育指針の徹底

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
- (2) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画等が作成されているか。
- (3) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。

2. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
- (2) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (3) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。
- (4) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。

3. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (4) 各園で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。
- (5) 上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

1. 保育所保育指針の徹底

(1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した保育がなされているか。

◆保育所は、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていことを認識し、子どもの人権等について理解する必要がある。

<不適切な保育の例>

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込める。
- 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置する。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させる。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。

重点項目 1 (2) ~ (3)

(2) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画等が作成されているか。

- ◆全体的な計画は、児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利条約等と各保育所の保育方針を踏まえ、入所から就学に至る在籍期間の全体にわたって、保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくかを示すもの。
- ◆全体的な計画に基づき指導計画（長期的な計画・短期的な計画）、保健計画、食育計画等を作成する。

(3) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

- ◆家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。日常の保育に関連した様々な機会を活用し子ども日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明等を通じて、保護者と相互理解を図るよう努めること。

※3歳未満児については、連絡帳を備えること。

重点項目 2 (1) ~ (4)

2. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(1) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

- 乳幼児期の発達の特性や道筋を理解し、育ちについて見通しを持ち実態に即した保育を行うこと。

(2) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

- 食物アレルギーを有する子どもの生活が、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食の防止に努めること。

(3) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。

- 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに、適切に対応すること。

(4) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。

- 虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、職員一人一人の気づきを子ども家庭支援センター等へ確実に連絡していくこと。
- 虐待の早期発見から通告までの手順を作成し職員と共有すること。

3. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。

【睡眠チェック項目】

- ① 児童の寝付きや睡眠中の姿勢（毛布等が顔にかかっているかを含む）
- ② 顔色（顔面、唇の色等）
- ③ 呼吸の状態（鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認）
- ④ 体温（体に触れて確認）

* 子どもの様子や健康状態、睡眠時の癖等把握しておきましょう。

* 預けはじめの時期や体調不良等の時には、細やかに観察をしてください。

重点項目 3 (2) ~ (3)

(2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか

- ◆子どもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
 - ・子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
 - ・物を口に入れたまま、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し窒息・誤嚥するリスクがあります。

(3) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。

- ◆危険な場所、設備等を把握すること。
- ◆窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。

*施設・事業者は、予め点検項目を明確にし、定期的実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある個所の改善を行いまた、その結果を職員に周知して情報の共有化を図ること。

重点項目 3 (4) ~ (5)

(4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。

- ◆各施設で策定した安全計画に基づき、児童の安全確保に関する取り組みを計画的に行うこと。また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行う。
- 園外で活動する場合は、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や目的地や経路について事前に安全確認を行い、職員間で情報を共有するとともに園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施すること。
- プール・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。

(5) 前記(1)~(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

重点項目 3 (6)

(6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

感染症の集団発生予防

保育所では、乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえ感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うことが重要である。

- 感染経路対策 → 飛沫感染対策・空気感染対策・接触感染対策
- 予防接種の勧奨
- 予防接種歴、感染症歴の把握
- 感染症の疑いのある子どもへの対応
- 嘱託医、保健所等の関係機関との連携

食中毒等の予防

- 調理従事者及び調乳担当者の検便検査、健康チェック
- 調理室内の衛生管理、点検
- 調理器具、用具、食具等の衛生管理
- 給食原材料の検収（品質、鮮度、品温）、下処理段階における管理の徹底
- 加熱調理食品の加熱温度管理
- 原材料及び調理済み食品の温度管理の徹底

1 保育所保育に関する基本原則

2 人権の尊重

観 点	評価事項
保育内容は適切か。	<p>* 保育所保育指針に基づき、適切な保育が行われていること。</p> <p>役割…保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて行っているか。</p> <p>目標…入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助を行っているか。</p> <p>方法…保育の目標を達成するために、保育士等は6つの事項に留意して保育しているか。</p> <p>環境…人、物、場などの環境が相互に関連し合い子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育を行っているか。</p>
子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	<p>* 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 子どもの人権に配慮した保育について、全職員で確認し合っているか。 <p>* 保育所の職員は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育すること。</p>

3 養護に関する基本的事項

観 点	評価事項
養護の内容は適切か。	<p>* 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定をはかるために保育士等が行う援助や関わりであり、養護及び教育を一体的に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章 第2章

4 全体的な計画の作成

観 点	評価事項
全体的な計画を作成しているか。	<p>*全体的な計画は、各保育所の保育の方針・目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 保育のねらい・内容（養護と教育）が展開されるよう作成されているか。• 園の取組みや保育所の実情等に応じて創意工夫していることを記載しているか。• 必要項目（理念、園目標、保育方針、保育目標、年齢別の目標、人権、説明責任、個人情報保護、苦情解決）の内容を記載しているか。• 「養護」「教育」は、各年齢ごとに立案しているか。• 「教育」に、乳児は「3つの視点」、1歳以上は「5領域」の内容及び配慮事項が記載されているか。

5-1 指導計画の作成 (保育の計画と記録)

保育所保育指針に基づく指導計画

	園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1.長期的な指導計画(年間指導計画・月案)		○	○	○	○	○	○
2.個別的な指導計画(月案) ※満3歳まで		○	○	※○			
3.短期的な指導計画(週案・日案)		○	○	○	○	○	○
4.保育日誌		○	○	○	○	○	○
5.個人別記録 0, 1歳児		○	○				

〔根拠法令等〕 保育所保育指針 第1章

5-2 指導計画の作成(長期的な計画・短期的な計画)

観 点	評価事項
長期的な指導計画を作成しているか。	<p>*長期的な指導計画は、全体的な計画に基づき立案すること。</p> <ul style="list-style-type: none">•長期的な計画（年、数か月単位の期、月など）を作成しているか。 <p>※入所児がない場合も指導計画の立案が必要です。</p>
短期的な指導計画を作成しているか。	<p>*全体的な計画・長期的な計画と連動し、より具体的な子どもの日々の生活に即した内容になっていること。</p> <ul style="list-style-type: none">•短期的な計画（週、日など）を作成しているか。

5-3 指導計画の作成（作成上の留意点）

観 点	評価事項
3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。	<p>*3歳未満児については、個別的な指導計画を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 一人一人の子どもの成育歴、心身の発達、活動の実態に即した個別的な指導計画を作成しているか。• 個にあったねらいや配慮になっているか。 <p>※クラス全員または複数人のねらいや配慮等が同じ内容になっていないか確認してください。</p>

※異年齢の編成の場合は子どもの発達差が大きいため、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

5-4 指導計画の作成（その他の指導計画の作成）

観 点	評価事項
長時間にわたる保育について、保育内容等を指導計画に位置付け、適切に対応しているか。	*子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置付けること。
障がいのある子どもの保育について発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置付け、適切に対応しているか	*一人一人の子どもの発達や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。

6 保育日誌・個人別記録の作成

観 点	評価事項
保育日誌を作成しているか。	*保育日誌は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即した保育の過程を記録として作成すること。
0、1歳児については個人別記録を作成しているか。	*クラス全体日誌の他、個人別記録を作成すること。 ・生活記録（食事、排泄、睡眠、体温等）の項目があるとよい。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章

7 保育内容等の評価

観 点	評価事項
保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	* 保育の計画や記録を通して、自ら保育実践を振り返り、自己評価することを通して、専門性の向上や保育実践の改善を行うこと。 <ul style="list-style-type: none">• 指導計画（月案、週案等）、日誌等の自己評価を記載しているか。• 食育計画、保健計画の自己評価を記載しているか。
保育所の自己評価を行っているか。 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	* 保育の質の向上を図るため、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行うこと。 * 保育所は評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育内容等の改善を図ること。 <ul style="list-style-type: none">• 全職員が共通理解をもって取り組んでいるか。• 園として創意工夫して取り組んでいることの課題を明確化し、それに基づいた全体的な計画や指導計画及びその他の計画を見直して具体的な改善を図っているか。

8-1 保育の体制（保育時間、開所時間及び開所日数）

観 点	評価事項
<p>保育時間、開所時間及び開所日数が適切に設けられているか。</p> <p>休所（一部休所、家庭保育依頼）をしていないか。</p>	<p>*原則11時間の開所時間を確保していること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 施設の都合で保育時間を短縮していないか。• 保育時間を決めるに当たり保護者の労働時間等を考慮しているか。 <p>*休所（一部休所、家庭保育依頼）をしないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 夏季、年末年始、土曜保育依頼、卒園式や遠足に参加しない児童、また運動会、発表会等、行事の開催日等に午後の休所や家庭保育を依頼していないか。

※大田区では、令和3年4月以降、土曜日における入所児童の利用希望が無い日または時間帯については、施設の開所を求めています。ただし、この場合においても、緊急連絡先を保護者に事前に周知し、当日の利用希望にも対応できるように体制を整えておいてください。

〔根拠法令等〕 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準定める条例」 第25条、第31条、第33条、第49条

「大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱」 第5条

8-2 保育の体制（保育士の配置 A型）

必要保育士数が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。
この場合における配置は以下の通り、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

小規模保育施設 事業所内保育所 A型の保育士の適正配置(保育士)

ア 常勤保育士2人

イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人

A型の保育士の不適切な配置

ア 非常勤保育士2人

イ 常勤保育士1人、保育補助（無資格者）1人

＜保育従事者＞ 保育士その他保育に従事する職員は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事、その他の機関が行う研修を含む）を修了した者。
大田区では、小規模保育所A型及び事業所内保育所A型については、保育士と保育従事者（研修済み）の組み合わせは不適切な組み合わせとなります。

〔根拠法令等〕 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第30条 第48条
「大田区家庭的保育事業認可事務取扱要綱」第10条 第13条
「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」第4条別記第1

8-3 保育の体制（保育士の配置 B型）

小規模保育施設 事業所内保育所B型 の保育士の適正配置（6割以上は保育士とすること）		
ア	常勤保育士2人	
イ	常勤保育士1人、非常勤保育士1人	
ウ	常勤保育士1人、常勤保育従事者1人	
エ	常勤保育士1人、非常勤保育従事者1人	
オ	常勤保育従事者1人、非常勤保育士1人	
B型の保育士の不適切な配置		
カ	非常勤保育士2人	常勤いない
キ	非常勤保育従事者1人、保育補助（無資格）1人	保育士いない
ク	非常勤保育士1人、非常勤保育従事者1人	常勤いない
ケ	常勤保育従事者1人、非常勤保育従事者1人	保育士いない
コ	常勤保育士1人、保育補助（無資格）1人	保育士1人
サ	保育士2名で保育時、そのうち1名が調理業務にあたっていた	保育士1人

＜保育従事者＞ 保育士その他保育に従事する職員は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者。

〔根拠法令等〕 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第32条 第48条

「大田区家庭的保育事業認可事務取扱要綱」第10条 第13条

「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」第4条別記第1

9 整備すべき帳簿

観 点	評価事項
児童出欠簿を作成しているか。	* 毎日の児童の入退所の状況を把握するために児童出欠簿を作成すること。 • 記載漏れがないか。 • 欠席の理由（病欠・私欠等）を把握し記録しているか。
児童票を作成しているか。	* 児童票を作成し、児童の保育経過等を記録すること。 • 児童の発達経過記録を作成しているか。 • 児童票は5年間保存すること。

〔根拠法令等〕 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第19条

10 保護者との連携

観 点	評価事項
保護者との連携は十分か。	*保護者との連絡体制を整えておくこと。 <ul style="list-style-type: none">• 家庭との連携を図っているか。• 3歳未満児については、連絡帳を備えているか。• 緊急時の連絡先の把握ができているか。

〔根拠法令等〕 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

第27条、第31条、
第33条、第49条

11 食育計画

観 点	評価事項
食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成されているか。	*食育計画は、全体的な計画に基づいて作成すること。 •定期的に評価、反省を記録に残し、保育実践にいかしているか。

〔根拠法令等〕 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第15条
「保育所保育指針」第3章

12-1 食事計画と献立業務

観 点	評価事項
給与栄養量の目標を設定しているか。	* 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（給与栄養量）の目標を設定するよう努めること。 • 離乳食（離乳完了期）、3歳未満児、3歳以上児の給与栄養量の目標を設定しているか。
定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食（献立）会議等による情報等の共有を図っているか。	* 献立作成、調理、盛付け、配膳、喫食状況等各場面を通して関係する職員が定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図ること。 • 施設長が責任者として参加し把握しているか。 • 給食（献立）会議の記録を作成して職員と共有し、園に保管しているか。
献立表を適切に作成しているか。 （延長保育補食も含む）	* 保育施設で提供する食事（昼食、おやつ、延長保育時の補食及び夕食）の献立を作成し、事前に配布や掲示等で保護者に周知すること。 • 予定献立・実施献立は、施設長が確認していることがわかる押印またはサインがあるか。 • 簡易な食事を提供していないか。

〔根拠法令等〕

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第15条、第16条
「延長保育事業の実施について」

12-2 食事計画と献立業務（給食材料の用意、保管）

観 点	評価事項
給食材料を適切に用意、保管しているか。	<p>＊食品材料の検収を実施し、給食材料を管理・把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 献立内容にあった食材を購入しているか。・ 在籍児童数に見合った分量の発注書・納品書か。（大幅な違いはないか）・ 発注書と納品書が一致しているか。（受払い簿、発注・払出しの記録）・ 発注書及び納品書に責任者（施設長）が関与が明確にわかるようにしているか。（施設長が発注前に押印またはサインする等）

〔根拠法令等〕

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第15条、第16条、第19条
「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第2〔共通事項〕(5)

13-1 食事の提供（児童の状況に応じた配慮）

観 点	評価事項
児童の状況に応じた配慮をしているか。	<ul style="list-style-type: none">* 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の状態等に応じた配慮すること。• 嘱託医、かかりつけ医等の指示を下に、対応しているか。
乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	<ul style="list-style-type: none">* 献立、調理（離乳食を含む）は、児童の身体的状況及び発達段階に応じた配慮をすること。• 発達段階に応じて、食材の切り方、味付け等の配慮をしているか。（1歳児で入所した児童の食事の進み具合に応じた配慮等）

〔根拠法令等〕 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第15条、第16条
「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

13-2 食事の提供（食物アレルギーへの対応）

観 点	評価事項
食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。	<p>*医師の診断、指示に基づき、保護者と連携し、食物アレルギーをもつ子どもへの対応を適切に行い、誤配や誤食等の発生予防に努めること。（乳幼児保育に関わる職員の連携や嘱託医との連携を図る。）</p> <p>◎生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えているか。</p> <ul style="list-style-type: none">・配慮や管理が必要なアレルギー児の把握と対応・保護者との連携・配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備・配慮が不要（除去解除）になる場合の対応・エピペン、アレルギー内服薬の管理・保管・取扱い

14-1 衛生管理

HACCPに沿った衛生管理

営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を給与する施設（集団給食施設）は、HACCPに沿った衛生管理を実施し食品衛生責任者を選任すること。

- * 「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引き」を参考に、衛生管理を実施しているか。
- * **食事を提供する際は、衛生的な身支度を整えること。**
0歳児の授乳は食事と捉え、身支度を整え衛生的な環境で行うこと。児童の食事介助の際には、三角巾等で髪の毛を全て覆っているか。（異物混入防止につながる。）

〔根拠法令等〕 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

14-2 衛生管理（検便）

観 点	評価事項
調理従事者及び調乳担当者の月一回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか。 検便検査の結果を適切に保管しているか。	*調理従事者及び調乳担当者は <u>月1回以上、必ず検便検査を実施すること。</u> 調理従事者及び調乳担当者の <u>雇入れ時及び配置換えの際も同じく、検便検査を実施すること。</u> * <u>施設長は検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させること。</u> ・赤痢、サルモネラ、O-157について検査しているか。 *10月～3月までの間には、月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。 * <u>検便検査結果は施設長が確認し、その記録を園で保管しておくこと。</u> ・系列園又は委託業者から応援に来る調理従事者も同様に確認・保管しているか。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「社会福祉施設における衛生管理について」「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」

「労働安全衛生規則」 第47条 第51条

14-3 衛生管理（調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検）

観 点	評価事項
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	<p>＊調理従事者及び調乳担当者は、日々業務に従事する前に健康チェックを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 自身の健康状態（下痢、嘔吐、発熱、化膿創等）について、日々業務に従事する前にチェック（記録）し、施設長は、その確認をしているか。• 健康チェックは個人別、項目別にチェックしているか。• チェック表に、調理従事者及び調乳担当者名が記入されているか。
調理室、食材等の衛生管理は適切か。	<p>＊調理室の衛生管理について、毎日自主点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 衛生管理点検票等を用いて点検、記録しているか。 <p>＊水筒の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none">• 適切な洗浄をせず長時間使用していないか。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法施行規則」第66条の2 第66条の3 別表第17 別表18

14-4 衛生管理（食中毒事故対策）

観 点	評価事項
食中毒事故の発生予防 行っているか。	* 新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生には十分留意すること。 • 衛生管理点検表及び調理室の点検表を作成し記録しているか。
検食を適切に行っている か。	* 検食を食事提供前に行い、異味、異臭、その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。 • 検食簿（日時、検食者、検食結果、異味、異臭、その他の異常、施設長の押印又はサイン）があるか。 • 食事、おやつ、延長保育の補食及び夕食の検食をし、記録しているか。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法施行規則」第66条 別表17
「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」

14-5 衛生管理（食中毒事故対策）

観 点	評価事項
食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	* 医師の診察を受けるとともに保健所に連絡し、指示を仰ぐ等の措置を講じ、事故の拡大を最小限にとどめるよう徹底すること。 • 食中毒発生時の緊急連絡先を、園のマニュアル等に記載等してあるか。 • 事故対策とともに、区に報告しているか。
検査用保存食を適切に保存しているか。	* 検査用保存食は原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間保存すること。 • 原材料は、特に洗浄、殺菌を行わず、購入した状態で保存しているか。

〔根拠法令等〕 「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」
「社会福祉施設等における衛生管理について」

15 営業の届出等

観 点	評価事項
営業の届出をしているか。 (1回20食程度以上)	* 集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在を管轄する保健所等に営業の届け出をすること。
食品衛生責任者を選任しているか。	* 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。

〔根拠法令等〕 「食品衛生等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

16 調理業務委託

観 点	評価事項
調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	* 調理業務を委託する場合は、業務の委託契約書を取り交わし、適切な対応をしていくこと。 <ul style="list-style-type: none">• 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれているか。• 施設内の調理室を使用して調理しているか。• 食事の質が確保されているか。• 栄養面での配慮がされているか。• 施設が行う業務を行っているか。

〔根拠法令等〕 「保育所における調理業務の委託について」

17 保健計画

観 点	評価事項
保健計画を作成しているか。	*子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成すること。 •定期的に評価反省を行い、記録に残しているか。 •施設長は、保健計画立案時や評価反省の記入後に内容を確認し、押印又はサインをしているか。

〔関係法令等〕 「保育所保育指針」第3章

18 児童健康診断

観 点	評価事項
健康診断を適切に行っているか。	<p>* 入所した児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入所時の健康診断を行っているか。 • 定期健康診断を年2回行っているか。 • 実施時期・方法等を適切に行っているか。 • 健康診断を欠席した児童についても、後日健康診断を実施しているか。
<p>健康診断の記録を作成しているか。</p> <p>保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。</p>	<p>* 児童の健康診断の実施状況とその結果を記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 健康診断日、囑託医の所見、押印又はサイン等を記録しているか。 <p>* 保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるよう、健康診断結果について連絡をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 口頭だけではなく、健康カードや健康診断結果表等を使用し知らせているか。

〔根拠法令等〕

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」 第17条、第27条、第31条、第33条、第49条

19 健康状態の把握

観 点	評価事項
<p>日々の健康状態を観察しているか。</p> <p>必要に応じ、保護者に連絡をしているか。</p> <p>身長・体重の測定を定期的に行っているか。</p>	<p>* 一人一人の子どもの平常の心身の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、観察すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察しているか。• 子どもの疾病の疑いや傷害が認められた場合には、保護者に連絡をするとともに、嘱託医に相談するなど、適切に対応しているか。 <p>* 子どもの健康状態、並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また必要に応じて随時把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 身長・体重等の測定を定期的に行い、記録しているか。• 計測する日に欠席した場合は、後日登園した時に計測をしているか。

20 虐待等への対応

観 点	評価事項
<p>児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態を観察しているか。</p> <p>虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p>	<p>*虐待対応においては、早期発見のために、子どもの心身の状態等を観察すること。</p> <ul style="list-style-type: none">•虐待の疑いのある児童が在籍している場合、園における対応、関係機関との連携状況について、時系列で記録に残しているか。 <p>*区や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none">•園の虐待防止対応マニュアル、児童虐待の早期発見から通告までの手順等を作成し職員間で共有し適切に実践できるようにしているか。•児童虐待の早期発見から通告までの手順の中に、子ども家庭支援センター等関係機関の連絡先の記載があるか。•法人、施設長の連絡先を共有しているか。

〔根拠法令等〕

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条
「保育所保育指針」第3章、第4章

21-1 疾病等への対応（体調不良・傷害）

観 点	評価事項
体調不良等への対応を適切に行っているか。	<p>＊体調不良等への対応を適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡しているか。• 嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。• 看護師等が配置されている場合にはその専門性をいかした対応を図っているか。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第3章

21-2 疾病等への対応（感染症）

観 点	評価事項
<p>感染症の予防対策を講じているか。</p>	<p>* 感染症対策を適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個別タオルを使用している場合、重ならないように衛生管理に努めているか。 • 歯ブラシ、コップ(うがい用)の管理を衛生的に行っているか。 • 児童及び職員がタオルを共同で使用していないか。
<p>入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p>	<p>* 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 既往歴及び予防接種等の状況を把握し、感染症やその他の疾病の発生予防に努めているか。
<p>感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。</p>	<p>* 感染症発生時にまん延防止対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症等の発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や職員に連絡し、予防等について協力を求めているか。
<p>感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか。</p>	<p>* 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関や保健所等との連携・報告を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症に関する保育園の対応等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。

〔根拠法令等〕 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第14条
「保育所保育指針」第3章
「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

21-3 疾病等への対応(アレルギー疾患)

観 点	評価事項
アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	<p>*アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 医師の診断、指示のもと対応を行っているか。• 生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。• 全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。• 食器の色を変える、座席を固定する等、食事の介助中に個別的な対応を行う等、安全性を最優先とした対策がとられているか。

〔根拠法令等〕

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第14条、第27条、第31条
第33条、第49条

「保育所保育指針」第3章

22-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

観 点	評価事項
<p>乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか。</p> <p>睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>* 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防対策として、「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」に準じ適切な保育を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向けに寝かせているか。• 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保っているか。• 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。• 厚着をさせすぎていないか、暖房を効かせすぎていないか。• 保育室内は禁煙となっているか。• 機器の使用の有無にかかわらず、必ずそばで職員が見守っているか。• 保護者と緊密なコミュニケーションをとっているか。 <ul style="list-style-type: none">• 必ず1人1人チェックし、その都度記録しているか。 (0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい)• 預けはじめの時期、体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしているか。• チェックする担当を明確にしているか。

〔根拠法令等〕 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」
「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」第16条

22-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



うつぶせ寝



横向き寝



仰向け寝

仰向け寝に
直しましょう

22-3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆うつぶせ寝や横向き寝は、必ず仰向け寝に直してください。

(例1) ↑仰向け ↓うつ伏せ ←左横向き →右横向き * 仰向け寝に直したら○をつける

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童名	姿 勢	↑	→	↑	↓
	呼吸・顔色・体温等	✓	✓	咳	✓
	確認者名	○○	○○	○○	○○

(例2) あ…仰向け み…右横向き ひ…左横向き う…うつ伏せ

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童名	姿 勢	あ	み → あ	う → あ	ひ → あ
	呼吸・顔色・体温等	咳込む	✓	✓	✓
	確認者名	○○	○○	○○	○○

*各施設で、記録しやすい方法を検討し、職員で共通理解を図ってください。

安全計画の策定について

令和5年4月1日より、安全に関する事項についての計画を各施設において策定することが義務づけとなりました

安全計画策定の規定内容について

- 児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施するための計画を策定すること。
- 策定した安全計画について、施設長等は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知すること。
- 施設長等は、利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取り組みの内容等を周知すること。
- 施設長等は、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて変更を行うこと。

23-2 児童の安全確保

観 点	評価事項
児童の事故防止に配慮しているか。	<p>*事故防止の取り組みを行う際には、特に、<u>散歩等の園外保育時</u>、<u>睡眠中</u>、<u>プール活動・水遊び中</u>、<u>食事中</u>、<u>送迎等の場面</u>は重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、室内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 職員の共通理解や体制づくりを図っているか。• 危険な場所・設備等を把握しているか。• 子どもの心身の状態を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故発生予防に取り組んでいるか。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第1章 第3章

「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)

23-3 児童の安全確保(窒息・誤嚥等の対応)

観 点	評価事項
<p>窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p> <p>子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p>	<p>*定期的に点検していること。</p> <ul style="list-style-type: none">• あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施しているか。• 文書として記録しているか。• 問題のある箇所の改善を行い、職員に周知して情報共有しているか。 <p>*窒息のリスクとなるものを除去していること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 子どもの食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握しているか。• 過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことにしているか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)ウ、エ

23-4 児童の安全確保（事故防止）

食事の介助をする際の注意として…



Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える(一回で多くの量を詰めすぎない)。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する(口の中に残っていないか注意する)。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

参考:厚生労働省(平成28年3月)

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

誤嚥・窒息につながりやすい食物
例：（給食での使用を避ける食材）



① 給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
球形の個装チーズ	ぶどう、さくらんぼ	加熱すれば使用可 球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	白玉団子	つるつるしているため、嘔む前に誤嚥してしまう危険が高い
	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまふ

23-5 児童の安全確保（事故防止）

観 点	評価事項
<p>園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。</p> <p>プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p> <p>児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。</p>	<p>*園外保育時に複数の保育従事職員が対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 出発時の人数確認、目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等、見失い・置き去り防止を行っているか。 • 事前に散歩経路や目的地を確認し園全体で危険箇所の把握・共有をしているか。 • 職員体制と役割分担、緊急時の連絡方法や手順等について検討をしているか。 • 携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 • 子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等、徹底しているか。 • 出発時間、到着予定時間、実際の帰園時間、子どもの人数、引率する職員等の記録をしているか。 <p>*適切な監視体制・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者と、プール指導を行う者を分けて配置しているか。 <p>*児童の送迎は送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者等が行うべきことを保護者に徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外部からの出入りを確認しているか。 • 保護者以外の者が迎えに来る場合、その都度確認をしているか。

〔根拠法令等〕

「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

「大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱」第10条、第13条

再発防止策の徹底について

- ヒヤリハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること。
- 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、施設・設備の安全点検の実施箇所や、園の安全計画マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

ヒヤリハット記録簿



実際に事故は起きなかったけれど危ないと感じた、ヒヤリ、ハットした経験をまとめた記録

例えば…

- 子どもが床に落ちていた遊具につまずき、転倒しそうになった。
- 公園で遊んでいた時に、木の後ろに隠れて、姿を見失いそうになった。
- ままごとの遊具を口に入れそうになった。

23-7 児童の安全確保（損害賠償、事故発生時の対応）

観 点	評価事項
損害賠償保険に加入しているか。	<p>* 損害賠償保険に加入していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険の契約期間は適切か。 • 損害賠償保険の内容は適切か。
事故発生時、適切に対応しているか。	<p>* 事故発生時、適切に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子どもの状態等に応じて、保護者に連絡しているか。 • 適宜、囑託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。 • 事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。 • ヒヤリハット簿、ケガ簿、事故簿を記録し、保育の観点から分析し園全体で確認し再発防止に努めているか。
事故報告は速やかに行われているか。	<p>* 事故報告を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事故の経過及び対応を事故報告書に記録し、速やかに区に報告しているか。 • 大田区の書式(別記第10号様式)を使用しているか。

〔根拠法令等〕

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第32条 第50条

「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」第16条

23-8 児童の安全確保（事故発生時の対応）

大田区	東京都	国（厚生労働省）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設での怪我等 2. 迷子（見失い）、置き去り、連れ去りなど 3. その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故につながるおそれがある事案（児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む） 4. 食物アレルギー関連（発症の有無に関わらず施設の不注意で誤飲食があった場合） 5. 食物アレルギーの発症（施設及び保護者が把握している以外で発症した場合） <p>〔根拠法令等〕 「特定教育・保育施設等における事故発生時等の事故報告書の提出について」</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症もしくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき 2. 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合 3. その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告すること。 4. 1から3に係る事案が発生した場合には再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じるとともに、その内容を区市町村の主管部署に報告すること。 <p>〔拠法令等〕 「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡事故 2. 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること） <p>〔根拠法令等〕 「特定教育・保育施設等における事故の報告について」</p>

◎保育施設等において、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、都道府県又は市町村（特別区含）による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証委員会を開催し、事実関係の把握を行い死亡又は重大な事故にあった子どもやその保護者等の視点に立って必要な再発防止策を検討する。

（教育・保育施設における重大な事故の再発防止のための事後的な検証について 別紙）

24 保護者に負担させることが適当でないもの

◆保護者に負担させることが適当と認められないもの及び保育料に含まれるものは、以下の通りです。(制限列挙)

- ①0歳児～2歳児までの連絡帳
- ②昼寝用の布団、上掛け、毛布等
(ただし、シーツ・布団カバー類、タオル、タオルケットを除く)
- ③給食用食器 (コップ、箸、スプーン等を含む)
- ④哺乳瓶
- ⑤台布巾
- ⑥個人のもので持ち帰れない文具類、絵本等 (共用の糊など)
- ⑦紙オムツの廃棄費用
- ⑧給食費 (3号認定こどもの保育料には、給食費が含まれる)

[根拠法令等]

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条
「小規模・事業所内保育所における保護者からの実費徴収について (通知)」